

## 第 2 編 用地調査等業務実施要領



## 第1章 実 施 要 領

### 第1（通則）

業務の実施については、「高知県契約規則」（昭和39年高知県規則第12号）、「高知県会計規則」（平成4年高知県規則第2号）その他の法令に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

### 第2（立入り）

事務所長（本庁所管課・室長を含む。以下同じ。）は、用地調査等業務を行う者が土地等に立ち入ることができるよう、立入りについてあらかじめ当該土地等の占有者の承諾を得ておくものとする。

### 第3（立会い）

- 1 事務所長は、用地調査等業務を行う者が当該土地等の占有者の立会いのもとに用地調査等業務を行うことができるよう、あらかじめ占有者の了解を求めておくものとする。
- 2 事務所長は、土地等の占有者の立会いが得られないとき、得られる見込みがないときその他必要と認められるときは、所轄市町村長に依頼し、当該土地等に関して知識を有する者の立会いが得られるように措置しておくものとする。

### 第4（予定価格の積算）

予定価格の積算は、第3編第3章及び第4章に定める「用地測量等業務積算基準」及び「用地調査等業務積算基準」によるものとする。

### 第5（契約を変更する場合の契約予定価格の積算）

契約した業務の内容に変更が生じたときは、変更の契約をして処理するものとする。この場合において変更後の契約予定価格は、落札価格にスライドさせて変更するものとし、その積算は、次により行うものとする。

#### 1 直接業務費の積算

契約した業務と同一業務の増減に関するものの積算は当初の設計書の単価で行い、新しく生じた業務についての積算は指示する時点における単価で行うものとする。

#### 2 諸経費の積算

直接業務費の増減による諸経費の積算は、変更後の直接業務費を対象とする諸経費率により新たに行うものとする。

#### 3 契約予定価格

変更後の契約予定価格の積算は、次式によるものとする。

$$\text{変更増減額} = \frac{\text{（税抜き）} \text{当初入札（見積）額}}{\text{（税抜き）} \text{当初設計額}} \times \frac{\text{（税抜き）} \text{変更設計額}}{\text{（税抜き）} \text{当初入札（見積）額}} - \text{（税抜き）} \text{当初入札（見積）額}$$

$$\text{消費税等増減額} = \text{変更増減額} \times 0.10$$

$$\text{変更予定価格} = \text{当初契約額（税込み）} + \text{変更増減額} + \text{消費税等増減額}$$

#### 第 6（受注者に対する図書の貸与）

事務所長は、受注者に対し、工事平面図及び用地幅抗打設に関する成果物（幅抗打設表等）その他用地調査等業務のために必要な図書を貸与するものとする。

#### 第 7（現地の確認）

事務所長は、受注者に対し、あらかじめ現地において立会いを求め、用地調査等業務を行う土地等の現況を確認させるものとする。

#### 第 8（身分を示す証票の発行等）

- 1 事務所長は、用地調査等業務を行う者に対して、その身分を示す証票（別記様式）を交付するものとする。
- 2 事務所長は、用地調査等業務を行う者に、用地調査等業務の実施に当たっては常に身分を示す証票を携帯し、土地等の所有者、占有者その他の利害関係人の請求があったときはこれを示すよう指示するものとする。
- 3 事務所長は、用地調査等業務が完了したときは、遅滞なく当該用地調査等業務を行った者に身分を示す証票を返納させるものとする。

#### 第 9（閲覧申請書等の交付）

事務所長は、用地調査等業務を行う者が土地等の登記記録、法人登記簿等を閲覧し、又はその謄本等の交付を受けるために閲覧申請書、交付申請書、委任状等を必要とする場合は、これらを用地調査等業務を行う者に交付するものとする。

#### 第 10（用地調査等共通仕様書等の適用）

用地調査等業務の実施に当たっては、用地調査等業務共通仕様書を適用することとし、必要に応じて特記仕様書及び図面等により必要事項を明示するものとする。

#### 第 11（調査職員及び検査職員の任命等）

調査職員及び検査職員の任命その他監督及び検査に関し必要な事項は、第 5 編第 1 章に定める「用地調査等業務監督・検査要領」によるものとする。

## 第 2 章 契 約 事 務 処 理

用地調査等業務を委託に付す場合の契約事務処理は、「設計等委託業務事務処理要領」（平成 13 年 3 月 23 日付け 12 監第 3670 号土木部長通知）によるものとし、契約書については、土木設計等業務委託契約書を標準とする。（様式は、高知県庁イントラの掲示板・様式中、会計管理局会計管理課、「土木設計等業務委託契約書（標準書式）」について）を参照してください。

別記様式

表

|                                                                  |         |
|------------------------------------------------------------------|---------|
| 第                                                                | 号       |
| <b>身 分 証 明 書</b>                                                 |         |
| 写真を添付                                                            | 受注者 所在地 |
|                                                                  | 名 称     |
|                                                                  | 役職及び氏名  |
|                                                                  | 生 年 月 日 |
| 上記の者は、用地調査等業務を行う者であることを証明する。                                     |         |
| 業務の名称                                                            |         |
| 有効期間                                                             | 自 年 月 日 |
|                                                                  | 至 年 月 日 |
| 発行日                                                              | 年 月 日   |
| 発行者                                                              | 住所      |
| (事務所長)                                                           |         |
| <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 10px;">印</div> |         |

裏

- 1 本証は、公印、日付のないものは無効とする。
- 2 有効期間を経過したとき又は不要となったときは、直ちに返還すること。
- 3 役職若しくは氏名に変更があったとき又は受注者の所在地若しくは名称に変更があったときは、速やかに記載事項の変更を受けること。
- 4 本証は他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

